【機密性２】

令和８年１１月９日

情報公開・個人情報保護審査委員会　御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、東京地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした一部不開示の判断に対し、令和８年１０月６日付け（同月８日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり、別紙記載の各部分は開示すべきであり、その余の部分について当該判断は相当であると考える。

記

１　開示申出の内容

東京地裁民事部、刑事部及び立川支部の裁判官配置表（令和６年４月１日以降の最新版）

２　原判断庁の判断内容

原判断庁は、１の開示申出に対し、令和８年８月２５日付けで一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

３　最高裁判所の考え方及びその理由

⑴　本件司法行政文書開示通知書記１記載の各文書（以下「本件対象文書」という。）のうち原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、部室名、職名、職員の氏名、電話番号、内線番号及び部室の所在が記載されている。

⑵　本件不開示部分のうち部室名、職名及び職員の氏名は、一体として職員についての個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第５条第１号）に相当する。そして、裁判所ウェブサイト又は国立

【機密性２】

印刷局編「職員録」に掲載されている情報については、法第５条第１号ただし書イに該当するため開示し、その余の情報については、同号ただし書イからハまでに該当する事情が認められないため不開示としたものである。

しかしながら、改めて確認したところ、別紙記載の各部分については官報に掲載されている情報を示す記載であることから、これらの記載部分については開示することが相当である。

なお、部室名の一部については、本件対象文書の記載の体裁上、これを公にすると、それ自体により、又は開示した他の記載と照合することにより、氏名を開示した職員の所属が明らかになり、又は推認されるおそれがある。当該職員の所属は慣行として公にされている情報ではなく、法５条第１号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから不開示としている。

また、本件不開示部分のうち部室の所在については、当該部室が一般の来庁者の出入りが想定されておらず、セキュリティの確保が要請される場所であるから、その所在を公にすることにより、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。さらに、本件不開示部分に記載された電話番号及び内線番号は、いずれも外部に公表していないものであり、これらを公にすることにより、職務に関係のない問い合わせによって職務上必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。したがって、部室の所在並びに電話番号及び内線番号は、いずれも法第５条第６号に定める不開示情報に相当する。

(3) これに対し、苦情申出人は、本件対象文書の不開示部分が本当に法第５条第１号及び第６号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨を主張するが、本件不開示部分に記載された情報及びこれを不開示とした理由は、(2)のとおりである。

(4) よって、本件対象文書のうち別紙記載の各部分は開示すべきであるが、その余の部分について原判断は相当である。

【機密性２】

（別紙）

１　東京地方裁判所民事部裁判官配置表（令和６年４月１日現在）のうち、表内の各欄の開示された各氏名の左側の各不開示部分

２　東京地方裁判所裁判官配置表（令和６年４月１日現在）のうち、表内の氏名が記載された各枠の左側の各枠内の各不開示部分